

嘘の証言は、偽証罪になることがありますよ!

12月27日の年休裁判（大谷川さん）まで、残すところ2週間ほどとなりました。被告会社証人である当時、大阪第二運輸所の運転科長で川村現副所長は、当日の証人尋問に向けて日々練習していらっしゃることだと思います。

証人尋問には、原告側、被告側のそれぞれ主尋問（原告には原告の代理人が質問、被告には被告の代理人が質問）と反対尋問（原告には被告の代理人が質問、被告には原告の代理人が質問）があります。主尋問は双方の主張をあらかじめ用意して進めて行きます。しかし、反対尋問となると相手方からどんな質問がくるかわかりません。そういった意味では戦々恐々となることもしばしばあります。

でも苦し紛れに嘘の証言をすると刑法169条の偽証罪に問われる可能性があります。

私たちは、これまで会社に色々だまされてきました。

- ・年休は、会社が配慮して発給するものである・・・
- ・年休を申請するには理由がいるものである・・・云々。

ほんの一例ですが、皆さんはこのような認識ではなかったのでしょうか？

年休は、労基法上、労働者の権利として保障されていて会社の配慮によって発給したり、申請に理由がいるといったものではありません。また、一度申請したら成立します。そして、会社は「事業の正常な運営を妨げる場合に限り」時季変更権を行使できます。

皆さんも自分の意見を法廷の場で尋問に反映させてみませんか？

皆さん！これまで年休に関して疑問に思っていたこと、理不尽だったことなど、あなたの疑問・質問を法廷の場で原告側代理人を通して川村証人に聞いてみたいという方はいらっしゃいませんか？思いのある方は、東海労役員まで気兼ねなくお申し付け下さい。

ちなみに川村証人は、12月27日（大阪地裁808号法廷）午後からの登場で、反対尋問は約45分です。

職場の皆さんの傍聴、ご意見をお待ちしております！

Won't you give that
a go too?